

令和6年度第10回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和7年1月7日（火）
午前9時30分～午前11時10分

2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室

3. 出席委員 21人

会 長	23番	長谷 幹夫			
会長代理	22番	金田 修一	24番	金木 洋子	
委 員	1番	牧野 和吉	2番	各川 豊章	
	3番	茂 清志	4番	加藤 輝夫	
	5番	国谷 晃	6番	中村 敏	
	7番	大道 勝則	8番	木下 幸雄	
	9番	北森 康雄	11番	森川 重光	
	12番	北山 久雄	14番	杉林 清則	
	15番	熊南 昭浩	16番	山崎 修	
	17番	西田 清範	19番	古田 茂	
	20番	大橋 芳信	21番	山崎 巖	

4. 欠席委員 3人 10番 坂井 義彦 13番 森田 高雄
18番 林 作三

5. 議題 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第47号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第48号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第49号 非農地証明書の交付について

報告事項第35号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第37号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第38号 違反転用に対する措置について
報告事項第39号 農地所有適格法人報告書の提出状況について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、10番坂井委員、13番森田委員、18番林委員から欠席届等があり、9時30分現在、出席委員数は20名でございます。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 ただ今より令和6年度第10回富山市農業委員会月次総会を開催します。
それでは、議事に入ります。
本日は、議案4件、報告事項5件でございます。本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

それでは、私の方から指名させていただきます。
1番 牧野委員、2番 各川委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
議案第46号議案 位置図も併せてご覧ください。
議案書は1ページから4ページまでです。
今回の申請件数は、8件で、申請面積は53,661.00㎡です。
許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。
申請理由及び権利の種類について説明します。
議案書2ページをご覧ください。
1番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請農地と同じ月岡地区で農業を営む耕作者です。申請農地では、コシヒカリを栽培する予定です。

2番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家ですが、これまでも射水市で有機農家として耕作に従事しています。申請農地ではニンジン、ニンニク、サツマイモを栽培する予定です。

3番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請農地と同じ豊田地区で農業を営む耕作者です。申請農地ではネギ、大根、白菜等を栽培する予定です。

4番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、コシヒカリ、テンコモリを栽培する予定です。

5番は、負債整理のため、所有権を移転するものです。譲受人は主に倉垣地区で稲作、呉羽地区で畑作を行う耕作者です。今後、対象農地に隣接する空き家も購入し、作業場として使用する予定です。申請農地では、コシヒカリ、トマト、ナス、ネギを栽培する予定です。

6番は、経営の縮小のため所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

7番は、労働力不足のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は対象農地の近くで水稻を栽培しており、同時に耕作することが効率的であるため譲り受けるものです。

8番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第46号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第47号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします

す。

事務局 議案第47号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は5ページから8ページになります。

今回、4条申請が0件、5条申請が9件、合計面積は7,195.25㎡です。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

議案書の6ページをご覧ください。

5条申請1番は、太田地区において、墓地敷地を拡張する計画でございます。申請人は〇〇でございます。転用の概要といたしましては、門信徒様から墓地を建てたいという相談が増加しており、それに伴い、申請地において墓地経営をするため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請2番は、新保地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請人は主に建築工事業を行っております。転用の概要といたしましては、従業員駐車場が不足しており、業務に支障が出ているため、隣接地において新たに駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請3番は、藤木地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請人の●●は、主に建設業を行っております。転用の概要といたしましては、既存敷地は、事務所や倉庫が建設されており、資材や業務用の大型車両で飽和状態であり、新たな資材置場の確保が急務となっていることから隣接地において資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請4番は、大沢野地域大沢野北部地区において、一般住宅敷地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請5番は、大沢野地域大久保地区において、一般住宅敷地を

整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した妻の実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は先代のころから使用しており、今回調査したところ、地目が田であることが判明し、これを是正するためあわせて申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請6番は、大沢野地域大久保地区において、一般住宅敷地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存の敷地は先代が昭和45年から住宅敷地として使用しており、今回境界確認のため調査したところ、地目が田であることが判明し、これを是正するため申請されたものでございます。申請地はすでに宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請7番は、八尾地域保内東部地区において、一般住宅敷地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請8番は、八尾地域保内西部地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請人の△△は、主に医薬品販売業を行っております。転用の概要といたしましては、事業拡張に伴い、令和7年5月に既存敷地内に新たに倉庫を設けることとなり、駐車場が不足することとなるため、隣接地において新たに駐車場を整備するため、今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請9番は、婦中地域鵜坂地区において、店舗併用住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在婦中地域のアパートにてエステティックサロンを営んでおりますが、業績が順調に伸びており手狭になってきたことから申請地において新たに店舗併用住宅を整備するため、今回申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に医療機関が2施設あり前面道路

に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

▼ ▼ 委 員 5条3番の農地転用について質問がある。この件については、無断転用もあったわけですが、どれだけの期間、無断転用していたら、許可相当となるのか。また、過去に市からの是正指導はあったのか教えていただきたい。

事 務 局 過去に市からの是正指導はありません。無断転用の期間による許可という基準はなく、国から許可基準がある場合の追認許可が認められていることから、今回、是正という形で申請されております。なお、許可基準が無い場合は原状回復を行うよう指導を行うこととなります。

▼ ▼ 委 員 農振除外の見込みはあるのか、また、農振除外が出来ない場合はどうするのか。

事 務 局 5条3番については、転用申請にあたり、農振除外が認められております。一方、農振除外が出来ない場合は、転用申請も出来ないこととなります。

▼ ▼ 委 員 わかりました。今質問したような内容を、補足説明してもらえればありがたい。

事 務 局 次回総会より、対応をさせていただきます。

◇ ◇ 委 員 5条1番の、墓地敷地の拡張計画について質問がある。まず、申請された法人は墓地の管理及び埋葬の許可書は持っているか。

事 務 局 許可済であることを確認しております。

◇ ◇ 委 員 次に宗教法人は、活動に制限があり、規則を超える活動については

規則を変更する必要があると考えますが、それらの確認はされましたでしょうか。

事 務 局 確認しております。

◇ ◇ 委 員 先月の総会でも質問したのですが、農地法の 3、4、5 条許可の流れについて、3 条は農業委員会で完結しているため、そのまま許可書を交付する流れになるが、4、5 条許可については、市長部局への意見を送付し、市長部局で許可書を交付するということでした。

そのことについて、意見送付後、最終的にどのようなになったのかを総会などで報告しないのはなぜか。

事 務 局 農地法第 3 条につきましては、農業委員会に許可権限がありますが、農地法第 4、5 条につきましては、許可相当として市長部局に意見を送付しています。これまでの総会で許可相当として意見を送付したものは、結果から言うと、すべて許可となっております。

◇◇委員のおっしゃる通り、農業委員の皆様には現地確認や、総会での報告などの活動に加え、その審議もしていただいておりますので、今後は、第 4、5 条許可の説明の際に、前回の結果等もあわせてご報告させていただきます。

会 長 他に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第 47 号農地法第 4 号第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第 48 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、20 ページの 73 番～75 番は▲▲委員、82 番～21 ページの 85 番は□□委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第 48 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、9 ページから 22 ページです。

議案書 9 ページをご覧ください。

今回の申請件数は 100 件あり、年区分は、1～2 年が 6 件、3～5 年が 15 件、6～9 年が 7 件、10 年以上が 72 件です。設定面積は、575,020.58㎡です。

10 ページ 1 番から 16 ページ 48 番までは、農地中間管理機構を通すものです。16 ページ 49 番から 22 ページ 100 番までが相対です。

新規農家が 1 件あります。18 ページの 64 番は、立山町で農業を営んでいる本人が、安定した農業経営を目的として、生前、母が借りていた農地に利用権設定をするものです。農機具については、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台等を所有しており、水稻の栽培をする予定です。販売先は、なのはな農業協同組合です。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、73 番～75 番及び 82 番～85 番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、73 番～75 番及び 82 番～85 番を除き、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、73 番～75 番及び 82 番～85 番を除き、議案第 48 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、73 番～75 番について、審議いたしますので、▲▲委員は退室をお願いします。

(▲▲委員退室)

会 長 それでは、73 番～75 番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、73番～75番について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、73番～75番について、原案どおり決定することといたします。▲▲委員は入室をお願いします。

(▲▲委員入室)

会 長 続きまして、82番～85番について、審議いたしますので、□□委員は退室をお願いします。

(□□委員退室)

会 長 それでは、82番～85番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、82番～85番について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、82番～85番について、原案どおり決定することといたします。□□委員は入室をお願いします。

(□□委員入室)

会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第48号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定といたします。

会 長 続きまして、議案第49号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第49号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。
議案書は、23ページから25ページになります。

今回、申請のありました農地につきましては、遊休農地であり、その土地が山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続利

用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準の1つに合致しております。

1番については、12月19日に、農業委員等が現地確認を行いました。現地は農地として利用するには、一定以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用ができないことを確認しました。

2番については、11月29日に、農業委員等が現地確認を行いました。現地は山林の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であることを確認しており、その土地自体の事実状態に基づき、非農地証明書の交付を行うものでございます。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

■ ■ 委 員 1番の案件について、単なる耕作放棄地のように見えるが、どのような点で農地への復元が難しいと判断したか教えてください。

事 務 局 農地及び周囲の状況から農地としての復元が難しいと判断しました。

会 長 担当の農業委員、推進委員は現地確認を行ったのか。

事 務 局 実施しております。農業委員、推進委員も現地調査に同行していただきました。

◆ ◆ 委 員 12月1日に、▽▽推進委員と土地の購入を希望されていた方とで現地調査を行った。以前は田んぼだったということだったが、現地は進入路が一部欠けており、農地はやぶ畑のようになっていた。農地として復元するために重機を入れようにも重機が入れない場所であり、全体を把握しようにも確認できない状態であった。

それらを踏まえて12月19日に農業委員会事務局と再度現地調査した際に、農地として復元が難しいと判断した。

■ ■ 委 員 遊休農地と非農地と判断する農地の違いがわからない。

◇ ◇ 委 員 非農地に係る判断基準については、農林水産省から通知がでていないのか。

■ ■ 委 員 復元をすることが難しく、経済的合理性がないという理由で非農地

と判断してよいものかと考える。

事務局 非農地とする判断基準について説明をさせていただきます。

耕作がされておらず、引き続き耕作がされないと見込まれる農地は、遊休農地と認定されます。また、遊休農地の中でも雑木や樹木が生えているなど、山林の様相を呈している場合は非農地と判断する基準となります。

また、人力又は農業用機械のみで農地への復元が出来るのかどうかに加えて、復元後も継続的な農業利用が可能かどうかや、見込まれるかどうかも判断基準の一つとしており、農林水産省の通知にも、その基準が示されております。今回のように重機を用いなければ農地への復元が難しい、復元後も継続的な農業利用が難しい、また、集団農地を形成していないなどと判断される農地は非農地として判断が可能となります。

農業委員会として、願出があった場合は、非農地の事務処理要領に基づき、客観的事実や周囲の状況なども考慮して判断していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

■ ■ 委員 わかりました。回答ありがとうございました。

事務局 前回の12月に開催された総会でも、非農地証明の取扱いについて、議案案件ではなく、報告案件で良いのではないかという意見もあったのですが、そのことにつきましては運営委員会で協議する予定ですので、その結論が出るまでは現行通り、議案案件として取り扱いたいと考えております。

会長 他にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第49号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

(休憩)

会長 続きまして、報告事項に入ります。

第35号 農地法第3条の3の規定による受理について

第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第37号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6

号の規定による受理について

第38号 違反転用に対する措置について

第39号 農地所有適格法人報告書の提出状況について
を一括して説明をお願いします。

事務局 報告事項第35号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、26ページから33ページです。

今回の受理件数は25件で、すべて相続により所有権を取得したものです。

以上でございます。

報告事項第36号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、34ページから38ページです。

解約件数は16件で、解約面積は66,830.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

(解約理由は、1番~3番、7番は耕作者変更予定、4番、16番は中間管理機構を介した賃貸借契約を行うため、5番は5条届出のため、6番、9番は3条許可のため、8番は自作予定、10番~13番は相対予定、14番、15番は5条許可のためとなっております。)
以上でございます。

報告事項第37号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書は39ページから42ページになります。今回の受理件数は、4条が3件、5条が6件、合計面積は9,003.00㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、41ページの5条の1番、42ページの5条の5番と6番の3件でございます。以上でございます。

報告事項第38号違反転用に対する措置の要請についてご報告します。

議案書は43ページです。別紙資料も併せてご覧ください。

農地法第51条第1項第1号に該当する違反転用の事案について、同法第52条の4の規定に基づき、富山市長に対し、同法第51条第1項の規定による原状回復命令を講ずべきことを、要請したことを報告します。事務局による指導内容等は別紙資料のとおりです。

以上でございます。

報告事項第39号農地所有適格法人報告書の提出状況について、ご報告いたします。議案書は、44ページから50ページでございます。

農地法第6条では、「農地所有適格法人であって、農地を所有又はその法人以外の者が所有する農地をその法人の耕作に供しているもの

は、毎年、事業の状況等について、農業委員会に報告しなければならない。」と定められております。

農業委員会は提出された報告書に基づき、法人が農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業内容要件、議決権要件、役員要件を満たしているかどうかを確認し、それを農業委員会の総会で報告することになっております。

農地所有適格法人で報告の義務があるのは、114法人ですが、そのうち、報告書を提出し要件をすべて満たした法人は、44ページの1番から50ページの110番の110法人でございました。

50ページ1番★★につきましては、役員4名中2名が高齢のため農業に従事できず、役員の過半が農業に常時従事する構成員であることという役員要件を満たしていないため、現在、是正指導を行っております。

未提出の法人は、50ページ未提出法人の1番から3番の3法人でございます。

これまで、文書、電話等で督促（2）、催告（1）を行ってまいりましたが、現在の時点で未提出となっております。

この3法人につきましては、引き続き、文書、電話等で提出（昨年度は報告書を提出あり）を依頼していきます。また、担当地区の農業委員の方々におかれましては、法人の関係者にお会いされることがありましたら、報告書の提出についてお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

■ ■ 委 員 農地所有適格法人が不適格となった場合、どのような処分を受けるのか。

事 務 局 農地所有適格法人が要件を満たさなくなった場合は、最終的には、国が法人の所有している農地や借りている農地を買収することになります。

事務の流れとしましては、農業委員会から勧告や農地のあっせん等も行ふこととなりますが、買い手や借り手がいなければ、先ほど申し上げたとおり、国が引き取ることとなります。

■ ■ 委 員 了解しました。

☆ ☆ 委 員 報告事項第38号について質問がある。報告のあった2件の違反転

用は現在、どのような状況なのか。

事務局 1 件目の五福の違反転用につきましては、A と B の 2 箇所の違反転用があります。

A は、❖❖ が駐車場として使用しており、現地は砂利敷きとなっております。

B は、□□と❖❖が使用する建物敷地、駐車場敷地となっており、現地はアスファルト舗装されております。

2 件目の老田の違反転用の状況は、個人がサツマイモを耕作する目的で 3 条で農地を取得しましたが、現地は全面砂利敷きとなっております。

会長 ほかにご意見、ご質問がないようですので、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 次に 3. 協議・報告事項等について事務局から説明をお願いします。はじめに、「前回総会における質問への回答」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 それでは、ただ今、説明がありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 それでは、次に、「その他」について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 それでは、ただ今、説明がありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

◇ ◇ 委員 農業委員の報酬について、改定の経緯や予定はどうなっているのか。

また、自然流水について過去の判例を調べたが、下部のものは自然流水を受け入れるという判決があったので報告します。

事務局 現在の農業委員の報酬額については、平成 17 年の市町村合併時から変更はしておりません。農地利用最適化推進委員につきましても、平成 30 年に当該制度が設けられ、月額 3 万 2 千円としております

が、当初からの変更はしておりません。

また、農業委員報酬の改定については、現在のところ予定はありません。今後の改定につきましては、最適化活動など、委員の活動量も増加していることから、定数基準の見直し時や、活動実績に基づく成果報酬の上乗せといった制度の採用も、検討していきたいと考えております。

会 長 ほかに質問が無いようですので、これで協議・報告事項等を終了します。

会 長 次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

会 長 特に何も無いようですので、令和6年度第10回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。